

障がい者・難病当事者と家族向け

医療費支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
精神障害者医療費助成金	精神疾患のある方	精神疾患のある方が入院した際の医療費について、自己負担の一部を町が助成する制度です。 【助成の内容】 ・自己負担の3分の1を助成 ・生活保護・措置入院中の方は対象外 ※所得制限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
重度心身障がい者医療費助成金	次のいずれかに該当する方。 ・身体障がい者手帳1～3級（内部障がい等の指定障がい） ・療育手帳Aの方・精神保健福祉手帳1級の方	重度の障がいがある方の医療費の自己負担を、北海道と町が助成します。 【助成の内容】 「重度心身障がい者医療費受給者証」提示により、医療費が無料または1割負担 ・18歳に達する日の属する年度の末日までの方および町民税非課税世帯：無料 ・18歳に達する日の属する年度の末日以降の方および町民税課税世帯：1割負担 ※精神保健福祉手帳1級の方は入院を除く医療費のみ対象 ※18歳年度末以降は所得制限あり	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314

移動・交通支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
障害者移動支援	斜里町に住民登録があり、障がいのため一人での外出が難しく、外出時に付き添い支援が必要な障害者手帳をお持ちの方	買い物や、余暇活動など、日常生活や社会参加に必要な外出をする際に、ヘルパー等による付き添い支援を受けられる制度です。 【助成の内容】 ・付き添いは1対1の個別支援 ・複数人での外出支援あり 【支援費用】 ・利用時間や内容による ・自己負担は所得に応じて上限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525

障がい者・難病当事者と家族向け

移動・交通支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
腎臓機能障がい者通院交通費助成事業	腎臓機能障がいにより人工透析のため町外の医療機関へ通院している方で、斜里町に居住し、身体障害者手帳（腎臓機能障がい）の交付を受けている方	人工透析のための通院に要する交通費の一部を助成します。 【助成額】 通院距離に応じた単価で月ごとに算定 【申請】 年2回（前期・後期）申請 ※所得制限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
身体障がい者自動車運転免許取得費助成	斜里町に住所があり、身体障がい者手帳（4級以上）をお持ちで、就労や外出など社会参加のために普通自動車運転免許を新たに取得した方	自動車運転免許取得にかかった費用（教習料・検定料・手数料など）の一部を助成します。 【助成額】 ・対象経費の3分の2以内 ・上限10万円 【申請期限】 ・免許証交付後6か月以内	
身体障がい者用自動車改造費助成金	重度（身体障害者手帳1級または2級）の肢体不自由があり、就労等のために自ら運転する自動車の改造が必要な方	就労等に伴い自ら運転する自動車に、操作装置や駆動装置の改造が必要な場合、改造に要する費用の一部を助成します。 【助成額】 自動車1台につき上限10万円 ※所得制限あり	

日常生活支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
障がい者日中一時支援	斜里町に住民登録があり、日中に見守りや居場所の支援が必要な方。家族が仕事や介護などで日中の対応が難しい障害者手帳をお持ちの方	日中、障がいのある方を福祉事業所などで預かり、活動の場の提供や見守り、生活に慣れるための支援を行う制度です。家族の就労支援や介護負担の軽減にもつながります。 【助成額】 利用時間や内容に応じた費用を町が支援 自己負担額は所得に応じて上限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525

障がい者・難病当事者と家族向け

日常生活支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
知的障害者社会参加活動助成金	<p>・斜里町に住民登録があり、療育手帳「B」を持つ知的障がいのある方で、定期的な就労をしていない方（直近3か月の就労日数が月10日未満）</p> <p>・町が認めた社会参加活動を行う場合</p>	<p>福祉施設や事業所などで、見守り・話し相手・軽度な就労などの社会参加活動を行った場合に助成金を支給する制度です。</p> <p>【助成額】 1日2時間以上の活動で1日1,000円※週2回まで</p>	
障害者コミュニケーション支援	<p>斜里町に住民登録がある身体障害者（聴覚、音声、言語）で意思の伝達に支援が必要な方や、その支援が必要な団体</p>	<p>病院・役所・学校・仕事・地域活動などで、手話通訳や要約筆記を利用できる制度です。意思のやり取りが必要な場面に、通訳者を派遣します。</p> <p>【支援内容】 手話通訳者の派遣にかかる経費を町が負担</p>	<p>地域福祉課 福祉係 0152-22-2525</p>
身体障害者住宅整備助成	<p>斜里町に住民登録があり、身体障害者手帳1～4級かつ視覚障害または肢体不自由の方や、足腰の機能が低下して日常生活が困難な60歳以上の方が住んでいる住宅</p>	<p>段差の解消やトイレ・浴室の改修など、自宅で安全に生活するための住宅改修費を助成する制度です。</p> <p>【対象工事】 玄関や室内の段差解消、トイレ・浴室の改修など</p> <p>【助成額】 工事1か所につき上限100万円。 ※助成割合は世帯の所得に応じて全額～2分の1まで ※介護保険による助成が優先</p>	

障がい者・難病当事者と家族向け

日常生活支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
身体障害者住宅整備資金貸付	斜里町に住民登録があり、身体障害者手帳1級または2級、もしくは、3級または4級かつ視覚障害または肢体不自由の方本人、またはその方を扶養している世帯主で、自宅を障がいに配慮した住宅に整備したい方	<p>自宅を障がいに合った住まいにするための住宅改修・増改築・新築にかかる費用を、無利子で借りられる制度です。</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築：上限 100万円 ・増改築、改修：上限 150万円 <p>※住宅整備助成金を利用した場合は、その分を差し引いた額が対象</p> <p>※貸付の翌年度より償還開始</p>	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
在宅難病患者酸素濃縮器使用助成金	斜里町に住民登録があり、自宅で酸素吸入や人工呼吸器を使用して療養している方（難病や呼吸器の障がいがある方）	<p>自宅で生活するために必要な酸素濃縮器などの医療機器の使用にかかる費用を助成する制度です。</p> <p>【助成額】</p> <p>医療機器にかかった費用の2分の1を助成 （他の制度から給付がある場合は、その分を差し引いた額）</p> <p>※他制度での助成が優先</p>	
補装具・日常生活用具給付	<p>補装具：斜里町に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>日常生活用具：身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方</p>	<p>障がいのある方が身体機能の補完や日常生活の不便を軽減するために必要な用具について、購入・修理費用の一部を公費で支給する制度です。</p> <p>※障害者手帳に記載のある部位に必要な装具のみ</p> <p>【補装具】</p> <p>義肢、装具、車いすなど、長期間継続して使用する補装具の購入・修理費用を支給</p> <p>【日常生活用具】</p> <p>日常生活の利便性向上を目的とした日常生活用具の購入費用を支給</p> <p>【助成額】</p> <p>自己負担は原則1割（所得に応じた上限あり）</p> <p>※原則、在宅生活をしている方が対象</p> <p>※介護保険による助成が優先</p> <p>※所得制限あり</p>	